



第 16 - 19 号 アメリカのペイオフ対策（その 1）

日本でも、2005 年 4 月からいわゆる「ペイオフ解禁」が行われ、預金取扱金融機関が破綻した際に、合算して元本 1,000 万円までとその利息等は預金保険機構により引き続き保護されますが、利息がつかない等の条件を満たす決済用預金以外は、全額保護されるとは限らず、1,000 万円を超える部分は一部カットされることもありえることとなります。このため、本号および[第 16-21 号](#)では、ペイオフ先進国であるアメリカにおけるペイオフとその対策をご紹介します。

1 . 米国におけるペイオフの現状

- ・まず「ペイオフ」の意味が日米では若干異なることに注意する必要があります。日本では、金融機関が破綻した時に預金保険の限度額を超える預金の一部が預金者に払い戻されないことをペイオフと称することが多いようですが、米国ではペイオフはより狭義に捉えられており、破綻金融機関を清算して預金者に対して保険限度内の預金を小切手送付等により払い戻す破綻処理方法をペイオフと呼ぶことが一般的です。ただしこの狭義ペイオフは、利用者にとっては新たに別の銀行で口座開設の必要があること、連邦預金保険公社（FDIC）にとっても事務が煩雑であり、コストが高いという問題があるため、FDIC は、ペイオフにより小切手を預金者に送付するのではなく、預金保険の対象となる預金だけを別の金融機関に移転させることもよくあります（保険対象預金移転：IDT）。
- ・もっとも、実際の金融機関の破綻処理では、破綻金融機関の全部または一部の資産を入札方式で健全な金融機関に売却する事業譲渡（P&A）方式が中心です。以前は、特に大銀行の破綻処理に再建型の資金援助方式も行われていましたが、大銀行優遇の批判が強かったため、1993 年以降は行われていません。
- ・1980～2004 年 3 月までの約 23 年間に破綻した米国金融機関 2,989 行¹のうち、破綻処理方法で見ると、ペイオフが 282 行(9%)、保険対象預金移転が 362 行(12%)、事業譲渡方式が 1,750 行(59%)、再建型の資金援助方式が 595 行(20%)となっています。ペイオフで処理される金融機関の規模は平均的には小さく、総資産 107 億円（\$1=¥110 換算。以下同じ。）となっています。一方、事業譲渡方式で破綻処理された金融機関の総資産の平均は 352 億円と、少し大きくなっています。
- ・ただし、事業譲渡方式だからといって、破綻金融機関の預金が全額保護されるとは限りません。最近の 17 件の事例（2002 年～2004 年上期）をみると、事業譲渡による破綻処理 11 行のうち、預金が全額保護されなかった破綻銀行数は 6 行となっています。同期間中、ペイオフによる処理は 6 行ありましたので、破綻 17 行中、12 行の破綻処理において預金が全額保護されなかったこととなります。（つまり日本でいう「ペイオフ」されたこととなります。）
- ・それでは、預金保険限度額超の預金のうち、実際にどのくらいが預金者に返ってくるのか、については、破綻銀行の資産の状況により、ケースバイケースですが、預金保険公社（FDIC）に

¹ 本稿でいう米国金融機関は、商業銀行、貯蓄金融機関（S&L）および貯蓄銀行のことを指します。

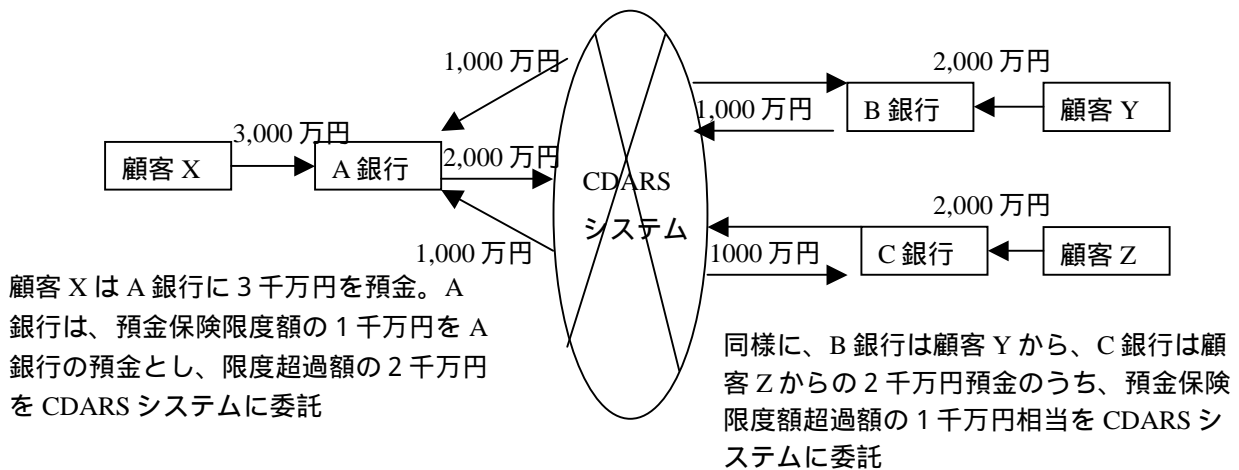
よると、概ね 70～80%は返済されるのが普通、とのこと²。つまり、通常の場合は「ペイオフ」になったからといって、預金が全額返済されないわけではありません。

2. ペイオフ対策

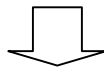
(1) 米国銀行協会（ABA）の対応

・米国最大の銀行協会である米国銀行協会（ABA）では、民間の業者³による、譲渡性預金口座登録システム（CDARS）というサービスを会員に斡旋しています。これは、ある銀行の顧客が預金保険限度額（10万ドル）を超える預金をしてきた場合に、限度額超過分を他の金融機関に斡旋し、その代わりに他の銀行の超過預金を受け入れることにより、預金残高を減らさずに、顧客の預金を参加金融機関間で分散し、全額預金保険の対象限度額内におさめる仕組みです。

CDARS のしくみ（わかりやすくするため、10万ドルを 1,000 万円に置き換えています。）



CDARS システムは、A の超過預金のうち 1 千万円ずつを B と C に、B と C の 1 千万円の超過預金を A 銀行に割り振る。



A～C 銀行は、当初自行の顧客から得た預金残高を減らすことなく、顧客 X～Z の預金を金融機関間に分散させ、全額預金保険の対象とすることが可能

単位：万円

	顧客 X (A 銀行の顧客) からの預金	顧客 Y (B 銀行の顧客) からの預金	顧客 Z (C 銀行の顧客) からの預金	計
A 銀行	1,000	1,000	1,000	3,000
B 銀行	1,000	1,000		2,000
C 銀行	1,000		1,000	2,000
計	3,000	2,000	2,000	7,000

² 実際に 1980～2004.3 までの破綻のうち破綻処理費用が推定できている 2,841 件における「破綻処理費用 / 破綻銀行総資産」は単純平均で約 27%（標準偏差 34%）、加重平均で約 22%となっていることから、預金保険限度額超過預金の損失率はやはり平均的には 2～3 割と推測できます。ただし、ケースバイケースで破綻金融機関により損失率が大きく異なっていることも特徴です。

³ プロモントリー・インターフィナンシャル・ネットワーク社

(2) 民間の預金保険制度

公的な連邦預金保険公社（FDIC）の預金保険のほかに、業界で（つまり民間で）行っている預金保険もあります。

- 例えば、マサチューセッツ州の約 75 行の協同組織銀行は、業界内で預金保険制度を保有しています。その預金保険制度は、協同組織銀行により出資・設立された協同組織中央銀行により運営されており、協同組織中央銀行は、FDIC の保険限度額である 10 万ドルを超える額の預金の保険を行っています。つまり、マサチューセッツ州の協同組織銀行では、顧客の預金はすべて預金保険の対象となっています（ただし、協同組織中央銀行はあくまで民間の組織であり、万一協同組織銀行の破綻が相次いだ結果、協同組織中央銀行も破綻してしまえば実質的には FDIC 限度額超過分の預金は保護されません。）。このほかに、マサチューセッツ州では 74 行の貯蓄銀行も業界内で同様の預金保険制度を運営しています⁴。
- 同様に、いくつかの信用組合では、信用組合のための公的な預金保険制度である NCUSIF 基金（銀行等と同様に、限度額は 10 万ドル）の他に、民間の預金保険制度に加入している組合もあります。例えば、アメリカン・シェア保険社の預金保険を利用すると、公的保険がカバーする 10 万ドルを超えた分の預金のうち、25 万ドルまで、つまり預金者から見ると合計で 35 万ドルまでを預金保険の対象とすることができます⁵。
- さらに、民間の保証会社または保険会社のうち、預金保険公社の公的保険の限度額である 10 万ドルを超えて、5 ～ 25 万ドル程度までの預金の保険を行っている業者もあります。FDIC の調査によると、約 10% 程度の金融機関がこうした民間の追加預金保険を利用しているとのことです。

（第 16 - 21 号では、米国コミュニティバンク等の具体的な「ペイオフ対策」をご紹介します。）

（文責：ニューヨーク駐在 Senior Analyst 青木 武）

[戻る](#)

参考資料：連邦預金保険公社（FDIC）ウェブサイト、CDARS ウェブサイトおよびプロモントリ
ー・インターフィナンシャル・ネットワーク社資料

取材協力：連邦預金保険公社（FDIC）

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的意見であり、必ずしも信金中央金庫の見解を反映させたものではありません。本レポートは、掲載時点における情報提供を目的としています。したがって施策実施・投資等についてはご自身の判断によってください。また、本稿は、執筆者が信頼できると考える各種データ等に基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。）

⁴ マサチューセッツ州の協同組織銀行および貯蓄銀行のいずれも、マサチューセッツ州法に基づく金融機関であり、住宅ローンなど主に個人を対象とした金融機関です。

⁵ 米国の信用組合は、預金を出資名目で受け入れるので、厳密には出資保険となりますが、実態的には出資とは言え預金と同様の性格を持っているため、本稿では預金と区別していません。